

# 前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について（議案第23号）

共生社会推進課

## 1 制定の理由

社会福祉法の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性の保護、心身の健康の回復を図るための医学的・心理学的援助及び自立促進のための生活支援を行い、併せて退所者への相談その他援助を行うことを目的とする施設）の設備及び運営に関する基準を定める。

## 2 主な内容

- (1) 女性自立支援施設は、当該施設における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
  - ア 施設長 1
  - イ 入所者の自立支援を行う職員 2以上
  - ウ 栄養士又は調理員 1以上
  - エ 看護師又は心理療法担当職員 1以上
  - オ 事務員 1以上
  - カ アからオまでに掲げる職員が行う業務以外の業務を行うために必要な職員  
当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数
- (3) 女性自立支援施設の居室における入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とし、一の居室の定員は原則として1人とする。
- (4) 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

#### 4 附則で廃止する条例

前橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例